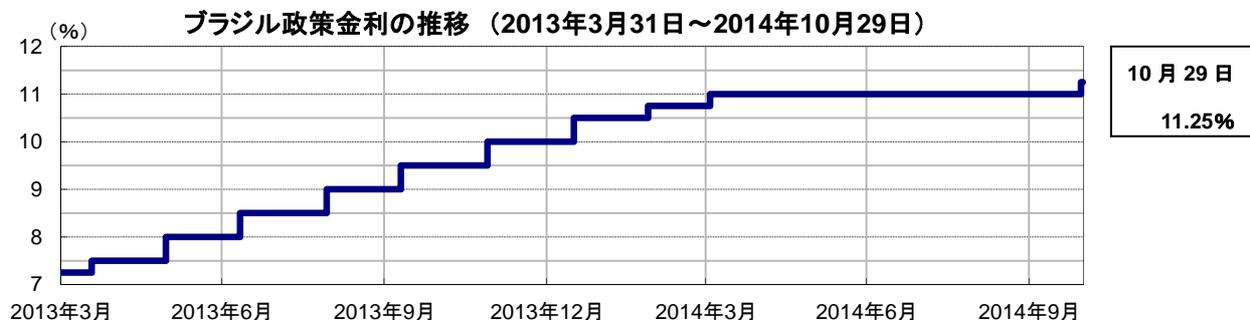


**【臨時レポート】ブラジルの利上げについて**

BNY メロン・アセット・マネジメント・ジャパン株式会社

2014年10月29日、ブラジル中央銀行は金融政策委員会(COPOM)において、政策金利(SELICレート)を従来の11.00%から0.25%ポイント引き上げ、11.25%にすることを決定しました。COPOMにおける利上げは2014年4月以来となりますが、2013年4月17日以降の引き上げ幅は合計で4.00%となりました。市場参加者の多くは金利据え置きを予想していたため、今回の利上げは驚きをもって受け止められていますが、10月30日の東京時間においてブラジルリアル相場に目立った動きは見られません。

**【利上げの背景】**

今回の利上げの目的は、高止まりするインフレ圧力を抑制することにあります。9月のIPCA消費者物価指数の上昇率は6.75%となり、ブラジル中銀が目標とするレンジ2.5%～6.5%を上回っています。米国の政策金利引き上げ前倒し観測が浮上したことや、国内景気が低迷する中、ブラジルリアルが弱含みで推移していることもあり、ブラジル中銀はインフレを抑制する強い姿勢を示す必要がありました。

**【今後の見通し】**

今後注目されるのは、10月26日の大統領選挙で再選されたルセフ氏の経済政策です。第1期ルセフ政権(2011年～現在)では、ブラジルの非効率な行政手続きや硬直的な労働制度といったブラジル特有の「コスト」を是正することが期待されていましたが、結局は効果的な政策を打ち出せずGDP成長率の低迷やインフレ圧力の高まりを招きました。

2015年1月から始まる第2期ルセフ政権(任期4年)では、物価の安定はいうまでもなく、社会・経済の構造改革を通じて、力強い経済成長を取り戻すことが期待されています。

BNYメロン・グループでは、ブラジルをはじめとする新興国市場を取り巻く様々な要因について、引き続き注視して参る所存です。

以上



BNY MELLON

【ご参考】

(%) ブラジルGDP成長率(2013年3月～2014年6月、四半期、前年同期比)



(%) ブラジルIPCA\*(前年同月比)の推移 (2013年3月～2014年9月)



※ IPCA: ブラジル政府が公認するインフレ指数

(円) ブラジルレアル(対円 2013年3月31日～2014年10月29日)



(レアル) ブラジルレアル(対米ドル 2013年3月31日～2014年10月29日)



(出所)ブルムバーグ

●当資料は、ファンドの運用状況に関する情報提供を目的に BNY Mellon・アセット・マネジメント・ジャパン 株式会社 が作成したものです。  
 ●当資料に記載の運用実績に関するグラフ、図表、数値その他いかなる内容も過去のものであり、将来の運用成果を示唆あるいは保証するものではありません。●ファンドに生じた利益及び損失は、すべて受益者に帰属します。



BNY MELLON

### <投資信託に係るリスクについて>

投資信託は一般的に、株式、債券等様々な有価証券へ投資します。有価証券は市場環境、有価証券の発行会社の業績、金利の変動等により価格が変動するため、投資信託の基準価額も変動し、損失を被ることがあります。また、外貨建の資産に投資する場合には、為替の変動により損失を被ることがあります。そのため、投資信託は元本が保証されているものではありません。

又、投資信託は、個別の投資信託毎に投資対象資産の種類や投資制限、取引市場、投資対象国等が異なることから、リスクの内容や性質が異なりますので、ご投資に当たっては各投資信託の投資信託説明書(交付目論見書)をご覧ください。

### <投資信託に係る重要な事項について>

- 投資信託によっては、海外の証券取引所の休業日等に、取得、換金の申し込みの受付を行わない場合があります。
- 投資信託によっては、クローズド期間として、原則として換金が行えない期間が設けられていることや、1回の解約金額に制限が設けられている場合があります。
- 分配金の額は、投資信託の運用状況等により委託会社が決定するものであり、将来分配金の額が減額されることや、分配金が支払われないことがあります。

### <投資信託に係る費用について>

投資信託では、一般的に以下のような手数料がかかります。手数料率はファンドによって異なり、下記以外の手数料がかかること、または、一部の手数料がかからない場合もあるため、詳細は各ファンドの販売会社へお問い合わせいただくか、各ファンドの投資信託説明書(交付目論見書)等をご覧ください。

投資信託の取得時: 申込手数料、信託財産留保額

投資信託の換金時: 換金(解約)手数料、信託財産留保額

投資信託の保有時: 信託報酬、監査費用

信託報酬、監査費用は、信託財産の中から日々控除され、間接的に受益者の負担となります。その他に有価証券売買時の売買委託手数料、外貨建資産の保管費用、信託財産における租税費用等が実費としてかかります。また、他の投資信託へ投資する投資信託の場合には、当該投資信託において上記の費用がかかることがあります。また、一定の条件のもと目論見書の印刷に要する実費相当額が、信託財産中から支払われる場合があります。

#### ● 投資信託委託会社

**BNY メロン・アセット・マネジメント・ジャパン株式会社**

金融商品取引業者: 関東財務局長(金商)第406号

[加入協会] 一般社団法人 投資信託協会、一般社団法人 日本投資顧問業協会

本資料は BNY メロン・アセット・マネジメント・ジャパン株式会社(以下、「当社」という。)が作成したものです。本資料は投資に係る参考情報を提供することを目的とし、特定の有価証券の勧誘を目的として作成したものではありません。また、当社が販売会社として直接説明するために作成したものではありません。当社は信頼性が高いとみなす情報等に基づいて本資料を作成しておりますが、当該情報が正確であることを保証するものではなく、当社は、本資料に記載された情報を使用することによりお客様が投資運用を行った結果被った損害を補償いたしません。本資料に記載された意見・見通しは表記時点での当社の判断を反映したものであり、将来の市場環境の変動や、当該意見・見通しの実現を保証するものではありません。また、当該意見・見通しは将来予告なしに変更されることがあります。

●当資料は、ファンドの運用状況に関する情報提供を目的に BNY メロン・アセット・マネジメント・ジャパン株式会社が作成したものです。  
●当資料に記載の運用実績に関するグラフ、図表、数値その他いかなる内容も過去のものであり、将来の運用成果を示唆あるいは保証するものではありません。●ファンドに生じた利益及び損失は、すべて受益者に帰属します。